

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月16日

香芝市長 三橋和史

## 香芝市規則第54号

### 香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

#### 目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 補償及び福祉事業（第10条—第28条）

第3章 審査会（第29条・第30条）

第4章 雜則（第31条—第36条）

#### 附則

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第32条を第36条とする。

第31条第3項中「第22条第1項の福祉事業」を「第26条第1項の事業」に改め、同条を第35条とする。

第30条中「第26条」を「第30条」に改め、同条を第34条とし、第29条を第33条とし、第28条を第32条とし、第27条を第31条とし、第3章中第26条を第30条とする。

第25条第1項中「会長が」の次に「必要に応じて」を加え、同条第2項中「過半数」を「半数以上」に、「、会議を開き、及び議決する」を「開く」に改め、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に、「決する」を「決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」に改め、同項後段を削り、同条第4項を次のように改める。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第25条第5項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、同条を第29条とする。

第24条第1項中「第22条第1項の福祉事業」を「第26条第1項の事業」に改め、第2章中同条を第28条とする。

第23条中「福祉事業」を「前条の事業」に改め、同条を第27条とする。

第22条第1項中「の福祉事業」を「に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関する必要な事業」に改め、同条第2項中「の福祉事業」を「に規定する公務上の災害を防止するために必要な事業」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1項中「の各号」を削り、同条を第25条とし、第20条を第24条とする。

第19条第1項中「1箇月」を「1月」に改め、同条を第23条とし、第18条を第22条とし、第15条から第17条までを4条ずつ繰り下げる。

第14条第1項中「第11条」を「第15条」に改め、同条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条を第16条とする。

第11条中「第14条」を「第18条」に改め、同条ただし書中「第7条」を「第10条」に改め、同条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条第1号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加え、同条を第12条とし、第8条を第11条とし、第7条を第10条とする。

第6条第1項中「委員長が」の次に「必要に応じて」を加え、同条第2項中「過半数」を「半数以上」に、「会議を開き、及び議決する」を「開く」に改め、同条第3項中「出席委員」を「出席した委員」に、「決する」を「決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」に改め、同項後段を削り、同条第4項を次のように改める。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第6条第5項中「出席委員」を「出席した委員」に改め、第1章中同条を第9条とし、第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の4を第5条とし、第2条の3を第4条とする。

第2条の2中「別表第1」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第1」に改め、同条を第3条とする。

附則第2項中「第10条」を「第14条」に改める。

附則第11項中「第9条」を「第12条」に改める。

附則第18項中「第20条及び第21条」を「第24条及び第25条」に、「第20条」を「第24条」に、「第21条第1項」を「第25条第1項」に

改める。

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に次の別表を加える。

別表（第13条関係）

介護を要する状態の区分	障害
常時介護を要する状態	(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が常に介護を要するもの (3) 前2号に掲げるもののほか、条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	(1) 神経系統の機能又は精神の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能の著しい障害であって、その程度が随時介護を要するもの (3) 条例別表第1に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの又は条例別表第2に定める第1級に該当する障害であって前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

年　月　日

様

印

認定通知書

あなたは、香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定により、次のとおり災害に対する補償を受けることができますので、通知します。

1 認定内容

2 被災職員の氏名

3 傷病名

4 災害発生年月日

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対するこの規則による改正後の香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第12条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。